

山口市清掃工場包括運営委託

委託契約書

(案)

令和7年2月

山口市

入 紙
収 印

山口市清掃工場包括運営委託
委託契約書

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 業務名称 | 山口市清掃工場包括運営委託 |
| 2 | 履行場所 | 山口県山口市大内御堀 496 番地
山口市清掃工場 |
| 3 | 委託期間 | 運営準備期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで
運営期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで |

4 契約金額 ￥_____

(うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥)

ただし、条項に従って支払われる委託料の総額は、約款第 17 条その他の規定により契約金額と一致しない場合がある。

5 契約保証金 ￥

(うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥_____)

上記業務に関して、発注者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、添付約款によって、公平な包括運営委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえで、各自1通を保有する。

令和7年10月____日

発注者	名称	山口市
	代表者	山口市長

受託者 住所
氏名、名称
代表者

目次

第1条（総則）	1
第2条（この契約の目的）	2
第3条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）	3
第4条（契約の保証）	3
第5条（業務遂行）	4
第6条（本業務の範囲）	6
第7条（業務範囲の変更）	6
第8条（第三者の使用）	6
第9条（防災管理）	6
第10条（担当者）	7
第11条（業務遂行体制の整備）	7
第12条（業務の基準等）	8
第13条（業務計画）	9
第14条（業務報告）	9
第15条（発注者による業務遂行状況の確認）	10
第16条（発注者による業務の是正勧告等）	10
第17条（委託料の支払い）	11
第18条（手数料の徴収）	12
第19条（運転停止等）	12
第20条（焼却灰の引渡し）	13
第21条（焼却灰の貯留とその安全管理）	13
第22条（補修・改良保全）	13
第23条（搬入廃棄物の搬入量と性状）	14
第24条（契約不適合責任）	14
第25条（損害賠償等）	15
第26条（第三者への賠償）	15
第27条（保険）	16
第28条（不可抗力発生時の対応）	16
第29条（不可抗力によって発生した費用等の負担）	16
第30条（不可抗力による一部の業務遂行の免除）	16
第31条（法令変更によって発生した費用等の負担）	17
第32条（この契約の終了）	17
第33条（業務の引継ぎ等）	18
第34条（機能検査）	18
第35条（発注者の解除権）	18
第36条（受託者の解除権）	21
第37条（不可抗力又は法令変更による契約解除）	22
第38条（権利・義務の譲渡の禁止）	22
第39条（地元雇用、地場産業の活用及び市民対応）	22

第 40 条（契約の変更等）	22
第 41 条（誠実協議）	23
第 42 条（知的財産権）	23
第 43 条（暴力団等からの不当介入の排除）	24
別紙 1 モニタリング実施要領及びペナルティ等（第 15 条、第 16 条及び第 17 条） ...	25
別紙 2 委託料の算定金額、支払方法及び見直し（第 17 条）	26
別紙 3 保険（第 27 条）	27
別記（第 1 条）	28

山口市清掃工場包括運営委託 契約約款

(総則)

第1条 発注者及び受託者は、要求水準書等（要求水準書その他募集要項等並びに募集要項等に基づき提出された質問に対して発注者が公表した回答をいう。以下同じ。）及び提案書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（契約書及びこの約款並びに要求水準書等及び提案書の内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。なお、この契約、要求水準書等、提案書の間に矛盾又はそごがある場合は、この契約、要求水準書等及び提案書の順にその解釈が優先するものとする。ただし、提案書が要求水準書等に示された要求水準より厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、提案書が要求水準書等に優先するものとする。

2 受託者は、契約書記載の契約期間（以下「契約期間」という。）において、契約書記載の履行場所（以下「本施設」という。）にて、本施設の運営（運転、維持管理、補修等を含む。以下同じ。）を契約書記載の運営準備期間（以下「準備期間」という。）が満了するまでに引き継ぎ、契約書記載の運営期間（以下「運営期間」という。）中、要求水準書等及び提案書に示された本施設に係る各業務（以下「本業務」という。）を遂行し、発注者は、本業務の遂行の対価として、受託者に委託料（発注者が受託者に対して支払う本業務の遂行に関する対価としての包括運営委託料をいい、固定費及び変動費で構成される。以下同じ。）を支払うものとする。

3 この契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約の履行に関して発注者と受託者の間で用いる言語は、日本語とし、この契約で用いる用語は、この契約に別段の定義がなされている場合又は文脈上別意に解すべき場合でない限り、要求水準書等において使用された用語と同一の意味又は次の各号に掲げる意味を有するものとする。

(1) 「搬入廃棄物」とは、この契約の定めるところに従って受託者が処理すべき本施設に搬入された廃棄物をいう。

(2) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、地震、火災その他の自然災害、公衆衛生上の事態又は騒乱、暴動その他人為的な現象のうち、通常予見可能な範囲外のものであって、発注者と受託者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。疑義を避けるため、搬入廃棄物の量又は性状のいずれの変動も、不可抗力に含まれないことを確認する。

(3) 「法定率」とは、この契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の財務大臣の決定する率をいう。

(4) 「法令変更」とは、法律、政令、規則、省令、条例その他これに類するものの変更をいい、国又は地方公共団体の権限ある官庁による通達、ガイドライン、公的な解釈等の変更を含むが、当該変更は、法律、政令、規則又は条例の公布、国又は地方公共団体の権限ある官庁による通達、ガイドラインの発出、公的な解釈等が本業務又は受託者に適用されることが予見可能になった時点でなされたものとする。なお、この契約上で表示される特定の「法令」は、別段の定義がなされている場合を除き、いずれもその適用時点までの改正

が当然に含まれる。

- 5 この契約に基づく金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受託者の間で用いる計量単位は、要求水準書等及び提案書に特別な定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定められたものによるものとする。
- 7 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 受託者は、この契約による事務を行うため個人情報等を取り扱う場合は、別記「個人情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- 10 この契約に係る訴訟については、山口地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。
- 11 受託者は、要求水準書等に記載された情報及びデータのほか、この契約締結時に利用する全ての情報及びデータを十分に検討したうえで、この契約を締結したことをここに確認する。受託者は、かかる情報及びデータの未入手があったときにおいても、当該未入手を理由として、本業務の困難さ、又はコストを適切に見積ることができなかった旨を主張することはできない。ただし、受託者の当該未入手が、要求水準書等の誤記等発注者の責めに帰すべき事由に基づく場合は、この限りでない。
- 12 受託者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期限までに支払わないときは、発注者はその支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から支払いの日まで契約締結日における法定率で計算した利息を付した額の延滞金を徴収するものとする。

（この契約の目的）

- 第2条 この契約は、発注者と受託者が相互に協力し、発注者により運営されてきた本施設の業務を準備期間において受託者が適切かつ円滑に引き継ぎ、運営期間において受託者が本業務を遂行することにより本施設を適正かつ円滑に管理し、運営期間満了後の本施設の運営者に適切かつ円滑に引継ぎするために必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 受託者は、前項の目的を達成するため、準備期間において、発注者が実施してきた本施設の運営に係る業務を全て円滑に引き継ぐものとし、本業務開始後も発注者が定めた「維持管理基準（用役・予備品管理・専門業者（各機器製造会社）や発電設備に係る法定検査・審査等の対応）」や「現場での各種作業手順」等について引継ぎを行うほか、発注者からの業務引継ぎに応じ、業務内容の把握に努めるものとする。
 - 3 発注者は、第1項の目的を達成するため、特定部品に関し、受託者が次の各号の定めに従う限り、株式会社タクマ（以下「タクマ」という。）をして受託者に協力させるものとする。
 - (1) 受託者が、タクマに対して募集要項等に従って所定の誓約書を全て差し入れ、かつ、その全ての誓約書を遵守する。
 - (2) 発注者は、受託者に対し、発注者の保有する本施設に関する資料を閲覧又は貸与する。閲覧又は貸与する資料については、次の資料を基本とする。ただし、閲覧又は貸与にあたっては、タクマから非開示とすべき申し入れがあった箇所については、削除又は黒塗りすることができる。

- (a) 機器配置図
 - (b) 各設備工程図
 - (c) 建設工事竣工図
 - (d) 清掃工場灰出設備改造工事竣工図
 - (e) 建設工事引渡性能試験報告書
 - (f) 山口市清掃工場基幹的設備改良工事竣工図書
 - (g) 山口市清掃工場基幹的設備改良工事引渡性能試験報告書
 - (h) 各機器整備報告書一式
- (3) 受託者は、前号に規定する資料以外で、タクマが保有する資料について、発注者が業務遂行上必要と合理的に認め、かつ、タクマが提供に同意することを条件として、当該資料の提供を受けることができる。
- (4) 受託者は、発注者に対し、タクマに本施設に関する質問を行うことができる。ただし、タクマの営業上又は技術上の情報であってタクマが秘密にすべきと判断した情報としてタクマが質問への回答を留保した場合には、この限りでない。
- (5) 受託者は、自ら又は第三者（第8条に基づき受託者が使用する第三者を含むが、これに限られない。）による前各号に基づき受託者へ提供される資料・情報並びに受託者が本業務遂行の過程又はその結果知り得た情報等（以下「本件情報等」という。）の漏洩が疑われる場合、発注者又はタクマによる調査に協力する。
- (6) 受託者は、特定部品の供給その他本施設の維持管理に必要な修繕及び定期点検（以下「特定部品の供給及び修繕等」という。）について、タクマとの間において特定部品の供給及び修繕等の実施条件（特許権等本業務を実施するに当たり必要な権利の付与を含むが、これらに限られない。）の合意が成立することを条件として、特定部品の供給及び修繕等の全部又は一部をタクマに求めることができる。
- (7) 前号の定めにかかわらず、受託者は、自らの責任においてタクマ以外の企業から特定部品及び施設機能に関する機器以外について調達することができる。その場合、受託者はタクマ以外の企業から調達しても本施設の機能を維持できることを発注者に説明し、タクマにその確認を実施するものとし、タクマ以外から調達した物品や付与を受けた権利等については、その一切の責任を負う。
- (8) タクマが特定部品の製造が中止される場合において発注者及び受託者に対して当該特定部品の製造中止時期を通知した場合、受託者は、タクマに対し、当該特定部品の代替品又は代替品に係る情報を可能な範囲で提供するよう求めることができる。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第3条 受託者は、本施設が公共施設であることを踏まえ、その設置目的を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとし、発注者が、発注者の他施設と本施設の間で、廃棄物等の搬入・搬出量の調整を行う場合は、受託者は、発注者の調整に従い、発注者におけるごみ処理の適正な処理計画の実現に協力しなければならない。

2 発注者は、本業務が営利を目的とする民間事業者によって遂行されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（契約の保証）

第4条 受託者は、この契約の締結と同時に、また、契約期間における各事業年度の開始日ま

で、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。なお、当該履行保証保険の契約期間がこの契約の契約期間に満たない場合は、保険期間の終了前に更新した保険証券を発注者に寄託するものとし、契約期間の満了に至るまで以後も同様とする。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（以下「保証の額」という。）は、保証を付す日が属する事業年度における委託料（以下「年間委託料」という。）の100分の10以上としなければならない。

3 受託者が第1項第3号又は第4号のいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第35条第7項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受託者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の年間委託料の100分の10に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

（業務遂行）

第5条 受託者は、この契約に基づき、要求水準書等及び提案書の定めるところに従い、要求水準書等に定める基本性能を維持して本施設の運営を行うものとする。なお、受託者は、本業務の実施による点検・検査結果に基づき、本施設のプラント設備の基本性能を維持するために、受託者の費用と責任において要求水準書等及び提案書に基づく範囲の補修を行わなければならない。ただし、受託者が本施設内の設備を機能回復のために改造した場合は、第三者機関により機能回復を確認するものとし、以降、基本性能を維持するものとする。

2 受託者は、本業務その他受託者がこの契約の締結及び履行のために必要とする全ての許認可を適時に取得するものとする。ただし、発注者の単独申請によるべきものについては、この限りではない。

3 受託者は、発注者による許認可の申請及び交付金の申請等について、自己の費用により書類の作成等の必要な協力を発注者の要請に従って行うものとする。

4 受託者は、本業務の遂行にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び環境保全関係法令を含む関係法令、関連規制等を遵守するほか、発注者が毎年定める一般廃棄物処理実施計画並びに発注者が締結している公害防止協定をいずれも十分理解し、これらを遵守するものとする。また、受託者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）そ

の他関係法令を遵守し、労働者の適正な労働条件（安全衛生管理体制整備を含むが、それらに限られない。以下同じ。）を確保しなければならず発注者は、特に必要と認めた事項について、受託者に対して、労働条件の確保について報告を求めることができ、必要があると認めるときは、調査を行うとともに必要な措置をとるべき旨の指導を行うことができる。これらを受託者が遵守しなかったことは、受託者によるこの契約の債務不履行を構成するものとする。

- 5 受託者は、要求水準書等に記載する基準値（性能、機能、耐用等を含む。ただし、提案書における自主規制値がこれより厳しい場合は、提案書における当該数値とする。以下同じ。）を確実に遵守するものとする。受託者による当該基準値の未達は、受託者によるこの契約の債務不履行とみなされるものとする。
- 6 発注者は、本業務に関する住民からの苦情等に対応し、その解決を図るものとする。この場合、受託者は、かかる紛争の解決につき、必要な支援を実施するものとする。受託者は、発注者が住民協定等を締結する場合には当該住民協定等を十分理解してこれを遵守するものとし、常に適切に本業務の遂行を行うことにより、住民の信頼と理解、協力を得るよう努力しなければならない。
- 7 受託者は、善良なる管理者の注意をもって本業務を遂行するものとする。
- 8 発注者は、予備品、消耗品については、運営期間開始時に、発注者の所有するものを受託者に引き渡す。受託者は、本施設の運営に関する薬剤類及び消耗品類について、要求水準書等及び提案書に基づき調達、管理、在庫確認及び受入立会を行うものとし、この契約に別段の定めがない限り、要求水準書等及び提案書に従い、貸与物件の管理を適切に行い、本業務の遂行のために限り、本施設内の備品等を無償で使用する事ができる。
- 9 受託者は、運営期間中、本施設の運営に必要な予備品・消耗品・備品・什器・物品・用役を適切に維持し、本施設内の備品等を常に良好な状態に保つものとする。
- 10 本施設内の備品等が経年劣化等により本業務遂行の用に供することができなくなった場合、受託者は、当該備品等を購入又は調達するほか、本施設の運営管理に必要な予備品・消耗品・備品・什器・物品・用役を適切に維持するために必要に応じて購入又は調達するものとする。この場合、受託者によって購入又は調達されたものの所有権は、原則として受託者に帰属するものとするが、その取扱いについては本業務終了前に発注者と協議する。受託者は運営期間終了時に、本施設の運転に必要な用役を補充し、運営期間開始時に発注者から引渡しを受けた数量程度の予備品、消耗品を発注者に引き渡すものとする。この場合において、設備の改良に伴い予備品、消耗品の内容に変更がある場合は、変更後の内容に合わせ引渡しを行うものとする。なお、引渡しに際して受託者が数量一覧表を作成し、発注者と受託者で確認する。疑義を避けるため、用役、予備品、消耗品その他備品等の購入又は調達に要する一切の費用は、別段の合意がない限り、委託料に含まれているものとし、委託料の支払いのほか、受託者は、如何なる名目によっても、何らの支払いも発注者に請求できないことを確認する。
- 11 受託者は、故意又は過失により備品等をき損滅失したときは、これを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達するものとする。
- 12 本業務の遂行にあたって必要となるユーティリティの条件は、要求水準書等の定めるところに従うものとする。

- 13 本業務の実施過程において発生する電力、熱量その他のエネルギーの権利は、発注者に帰属するものとし、受託者は、要求水準書等及び提案書に従い、発注者の売電・送電事務支援並びに場外余熱利用施設への温水供給その他余熱利用業務を実施し、その収益その他エネルギーの利益を最大限に発注者に帰属せしめるものとする。ただし、受託者は、これらを要求水準書等及び提案書に従って本施設の運営その他本業務の実施に無償で利用することができる。

(本業務の範囲)

第6条 本業務の範囲は、要求水準書等及び提案書に定めるとおりとする。

- 2 受託者は、本施設の基本性能及び機能を維持するため又は本施設を円滑に運営するために必要な措置を適時に講ずるものとする。

(業務範囲の変更)

第7条 発注者は、必要と認める場合は、受託者に対する通知をもって前条で定めた本業務のいずれか又はその全ての範囲の変更に係る協議を求めることができる。

- 2 受託者は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 業務範囲の変更及びそれに伴う委託料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

(第三者の使用)

第8条 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受託者は、本業務の各業務を第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合は、事前に発注者の承諾を得るものとし、これを変更する場合も同様とする。ただし、受託者が本業務の軽微な部分を委任し、又は請負わせようとするときは、この限りでない。
- 3 受託者が本業務の全部又は各業務を第三者に対して委託する場合、第三者への委託は全て受託者の責任において行うものとし、本業務に関して受託者又はその受託者若しくは下請人が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て受託者の責めに帰すべき事由とみなして、受託者が責任を負うものとする。

(防災管理)

第9条 受託者は、要求水準書等及び提案書に従い、次の各号の場合に応じて、防災管理を行う。

(1) 平時における防災管理

受託者は、緊急時に対応する緊急対応マニュアルを作成し、緊急対応マニュアルに基づき防災組織及び連絡体制を整備したうえで、これらが適切に機能するように定期的に防災訓練等を発注者に事前に連絡して行い、その結果を発注者に報告する。

(2) 緊急時における防災管理

受託者は、台風・大雨等災害による被害発生時、火災及び機器の故障、停電等の事故発生時など緊急事態が生じたときは、緊急対応マニュアルに基づき、自己の費用により、人身の安全を最優先に確保するとともに、環境及び本施設へ与える影響を最小限に抑えるよう速やかに本施設の運転停止その他必要な措置を講じるとともに、警察、消防、発注者を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報するほか適切な緊急対応を行うものとする。この場合において、受託者は、必要があると認めるときは、あらかじめ発注者の意見を聴

かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の定めにかかわらず、発注者は、防災管理その他本施設の運営上特に必要があると認めるときは、受託者に対して緊急対応をとることを請求することができる。
- 3 第1項に定めるほか、緊急対応した場合には、受託者は直ちに事故の発生状況及び運転記録等を発注者に報告したうえで、当該報告後速やかに業務が早期に復旧できるよう対応策等を記した事故報告書を作成し、発注者に提出する。
- 4 受託者が第1項又は第2項の規定に基づき緊急対応をとった場合、当該緊急対応に要した費用については、第19条の適用がある場合を除き、受託者が委託料の範囲において負担することが適当でないと発注者が認める部分については、発注者がこれを負担する。
- 5 震災その他不測の事態により要求水準書等に定めるごみ処理計画量を著しく超える多量の廃棄物が発生するなどの状況において、その処理又は搬出を発注者が実施しようとする場合、受託者は、発注者の要請に従って協力する。この場合における本施設の運営の費用については、発注者は、この契約に従って変動費により支払うほか、発注者の要請に従ってごみ処理計画量を著しく超える多量の搬入廃棄物を処理することに起因して受託者が合理的に負担した増加費用を合理的な範囲で負担する。この場合において発注者が負担する費用額と支払その他負担の方法については、発注者と受託者の協議により定めるものとする。

(担当者)

第10条 発注者は、この契約の履行に関し、発注者の指定する職員（以下「担当者」という。）を定めたときは、その氏名を受託者に通知するものとする。また、担当者を変更したときも同様とする。

- 2 担当者は、この契約の他の条項に定める発注者の権限のほか、次に掲げる権限を有する。
 - (1) この契約の履行について受託者に対する指示、確認、承諾及び協議
 - (2) この契約書及び要求水準書等の記載内容に関する受託者の確認又は質問に対する回答
 - (3) 本業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督
- 3 受託者は、担当者がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。発注者は、かかる受託者の請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を受託者の請求を受けた日から10日以内に受託者に通知しなければならない。
- 4 発注者は、2名以上の担当者を置き、第2項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの担当者の有する権限の内容を、担当者にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。
- 5 第2項の規定に基づく担当者の指示、承諾、確認又は回答は、原則として、書面により行わなければならない。
- 6 発注者が担当者を置いたときは、この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、確認、承諾、質問、回答及び解除については、要求水準書等に定めるものを除き、担当者を經由して行うものとする。この場合においては、担当者に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 7 発注者が担当者を置かないときは、この約款に定める担当者の権限は、発注者に帰属する。

(業務遂行体制の整備)

第11条 受託者は、本業務の遂行に先立って、要求水準書等及び提案書に基づくそれぞれの業

務の実施体制に必要な技術者その他人員を確保し、かつ当該業務を遂行するために必要な訓練、研修等を行うものとする。この場合において、受託者は、要求水準書等に定めるところに従い、本業務の遂行のために必要な有資格者を本施設の連続運転を前提に交代要員を考慮して自らの費用及び責任で確保し、専任、届出等必要な手続を自らの費用と責任で履践して配置しなければならない。

- 2 受託者は、前項に定める研修等を完了し、かつ要求水準書等及び提案書に従い、本施設の本業務に係る責任者、技術者その他の業務担当者を設置のうえで実施体制を整備し、発注者に対して、それぞれ届出等を行うものとする。
- 3 発注者は、前項に定める届出等を受領した後、当該業務の実施開始に先立って、本施設に関し、要求水準書等及び提案書に従った施設供用の実施体制が整備されていることを確認するため、任意の方法により当該業務の実施体制をそれぞれ確認することができる。
- 4 受託者は、運営期間中、前各項の規定に基づき整備された実施体制又は同等の実施体制を継続して維持するものとし、その変更がある場合には、その都度、第2項の定めるところに準じて発注者に届出等を行う。
- 5 受託者は、業務の実施につき責任者、技術者その他の業務担当者として用いた使用人等による業務上の行為については、一切の責任を負う。
- 6 受託者は、法令で資格の定めのある業務に従事させる受託者の使用人については、その氏名及び資格について発注者に通知し、その承諾を受けなければならない。また、当該使用人を変更したときも同様とする。なお、受託者は、当該使用人及び要求水準書等により届出を要するとされた使用人以外の使用人については、発注者の請求があるときは、その氏名その他発注者の請求した事項を発注者に通知しなければならない。
- 7 発注者は、受託者が業務に着手した後に、各業務に係る責任者、技術者その他の業務担当者又はその他の受託者の使用人が業務の履行について著しく不適當であると認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。受託者は、かかる発注者の請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を発注者の請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

(業務の基準等)

第12条 受託者は、要求水準書等に示す騒音規制基準、振動規制基準、排出ガス基準、悪臭防止基準その他の環境への配慮の基準（ただし、提案書における自主規制値がこれより厳しい場合は、提案書における当該数値とする。以下同じ。）及び提案書が定める運転管理値（以下合わせて「運転管理基準」という。）を遵守して、本業務を実施するものとし、受託者は、事前に発注者の承諾を得た場合を除き、運転管理基準につき、運営期間にわたり内容の変更を行わないものとする。

- 2 受託者は、本業務の実施開始に先立ち、本業務の実施着手日以降、運営期間が終了する日までの期間を通じた業務遂行に関し、要求水準書等に示された要求水準に対して、提案書において提案された事項（水準）を反映した本施設の運転操作等に関するマニュアル（運転管理基準を遵守したものであることを要する。以下「運転管理マニュアル」という。）を作成したうえで、発注者に対して提出し、発注者の確認を得るものとする。受託者は、本業務の結果を踏まえて必要に応じて運転管理マニュアルを改定するものとする。この場合、改定後速

やかに、改定内容について発注者の確認を得るものとする。

- 3 受託者は、要求水準書等について、本業務の遂行過程において、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して当該発見又は発案に基づき要求水準書等の内容（本業務に係る部分に限る。以下同じ。）の変更を提案することができる。この場合、発注者は、かかる提案を受けて要求水準書等の内容の変更の必要があると認めるときは、受託者の意見を踏まえて要求水準書等の内容を変更し、その変更内容を受託者に通知するものとし、要求水準書等の内容の変更に伴って必要があると認めるときは、委託料を変更しなければならない。

（業務計画）

- 第 13 条 受託者は、要求水準書等及び提案書に従い、年間運転計画書、月間運転計画書その他の計画書（以下、その時に適用のある年間運転計画書、月間運転計画書その他の計画書を総称して「業務計画書」という。）を、それぞれ作成して、発注者に提出し、当該業務計画書の計画対象期間が開始する前に発注者の確認を受けなければならない。受託者は、発注者の確認を受けた業務計画書を変更しようとする場合には、あらかじめ、変更内容について発注者の確認を受けなければならない。
- 2 前項の規定に基づき作成される業務計画書の様式（データ関連については形式等を含む。）等については、本業務の各業務に関し、事業年度ごとに、発注者に提出し、発注者の承諾を受けるものとする。
 - 3 受託者は、第 1 項の規定に基づき発注者の確認を受けた当該期間を対象とする業務計画書に従い、本業務を実施しなければならない。ただし、受託者は、発注者の確認を受けた業務計画書について、本施設の具体的な状況や、本業務の実施状況等を勘案したうえで、随時見直しを行い、常に最新・最適のものとするべく改訂するものとし、本業務の結果がこの契約を満たさないときに、業務計画書に従ったことのみをもってその責めを免れることはできないものとする。
 - 4 受託者は、本業務に従事する職員全員が理解し対応できるよう、業務計画書を用いた教育訓練を実施しなければならない。
 - 5 発注者は、業務計画書の確認又はその変更の承諾を行ったことそれ自体を理由として、本業務の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

（業務報告）

- 第 14 条 受託者は、要求水準書等及び提案書に従い、本業務の各業務に係る業務の遂行状況に関し、業務日報を作成して日々記録したうえで、次の各号所定の月間業務報告書、年間業務報告書、その他の書類（以下「業務報告書」という。）を作成し、当該各号所定の提出期限までに、発注者に提出することにより、要求水準書等、この契約、業務計画書及び運転管理マニュアルに基づく本施設の運営、補修・改良保全のデータ、その他統計事務の実施状況に係る本業務の報告を発注者に対して行うものとする。
- (1) 月間業務報告書：当該月の翌月 10 日まで
 - (2) 年間業務報告書：当該事業年度終了後 30 日を経過するまで
 - (3) その他の書類：発注者の求めるところに従って随時
- 2 前項の規定に基づき発注者に提出される業務報告書の様式（データ関連については形式等を含む。）等については、本業務の各業務に関し、事業年度ごとに、また、場合に依じて随

時に、発注者に提出し、発注者の承諾を受けるものとする。

- 3 受託者は、前2項に定める業務報告書のほか、要求水準書等及び運転管理マニュアルに従い、各種の記録、資料等を作成し、これを受託者の事業所内に保管しなければならない。
- 4 受託者は、各業務報告書の提出に加え、要求水準書等及び提案書に従い、本施設の運営その他本業務の実績と計画について発注者へ定期的に報告する会議を、発注者と協議の上で定めた頻度で開催するものとする。かかる報告会議の開催にあたり、発注者は、受託者に事前に通知することにより、関連する企業、団体、外部有識者等を参加させることができるものとする。
- 5 受託者は、前項の報告会議において、また、随時に、発注者の求めがあるときは、業務報告書の原資料その他の記録並びに業務日報その他各種の記録、資料等（第三者からの報告書等を含む。）を含む未提出書類を発注者の閲覧又は謄写に供しなければならない。発注者の求めがある場合、受託者は、業務報告書その他受託者がこの契約に基づき作成する書類を電子データとして発注者に提出しなければならない。
- 6 発注者は、業務報告書その他提出された書類の内容に疑義があると認める場合、その他要求水準書等及び提案書に定める要求水準を満たした業務を適切に実施していないと判断した場合において、受託者に説明を求めることができる。この場合、発注者は、受託者に対し、本施設の管理者として説明責任を果たすために必要な範囲で、追加の資料の提出又は当該業務に関し改善措置を求めることができ、受託者はかかる発注者の求めに対し誠実に対応しなければならない。

（発注者による業務遂行状況の確認）

第15条 発注者は、前条に基づく報告確認に加え、受託者による本業務の遂行状況等を確認することを目的として、別紙1記載のモニタリング実施要領（以下「実施要領」という。）によりモニタリングを行うほか、随時、本施設へ立ち入るなど必要な行為を行うことができる。また、発注者は、随時に、受託者に対して本業務の遂行状況及び本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

- 2 受託者は、実施要領により発注者が実施するモニタリングに協力するほか、発注者から前項の求めを受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその求めに応じなければならない。
- 3 発注者は、第1項の確認を理由として、本業務の全部又は一部について、何ら責任を負担するものではない。
- 4 第1項によるモニタリングその他確認の結果、受託者による本業務の遂行がこの契約又は運転管理マニュアルを満たしていないこと（要求水準書等及び提案書に基づき設定される改善基準及び停止基準その他の性能未達を含め、以下「要求水準等未達」という。）が判明した場合、発注者は、実施要領の定めるところによりペナルティ等を課することができるものとする。ただし、要求水準等未達を受託者の責めに帰すことができない事由によることを受託者が明らかにしたときは、ペナルティ等は課されないものとする。

（発注者による業務の是正勧告等）

第16条 前条によるモニタリングその他確認の結果、受託者による本業務の遂行が要求水準等未達であることが判明した場合は、発注者は、受託者に対して、その旨を速やかに通知するものとし、受託者は、当該通知の受領後直ちに、原因の究明に努め、要求水準等未達が是正

されるよう、本施設の補修、本業務の改善等を行わなければならない。この場合、発注者は、受託者に対し、当該通知と同時に又は事後において、実施要領に従い、要求水準等未達の是正に必要な是正勧告その他の措置を講じることを命じることができるものとし、発注者が必要と認めるときは、受託者に対し、本施設の運転停止を指示することができ、受託者はこれに従い、第 19 条の規定を遵守しなければならない。

- 2 前項の定める場合において、受託者が本施設の補修、改善等を行う場合には、受託者は、その方法及び予定期間等を示した業務改善計画書を発注者に速やかに提出し、発注者の確認を受けるものとする。この場合において、発注者が前項に基づき要求水準等未達の是正に必要な是正勧告その他の措置を講じたときは、その内容を当該業務改善計画書に反映させるものとする。
- 3 受託者は、前項の規定に基づき発注者の確認を受けた業務改善計画書に従って要求水準等未達を是正するための本施設の補修、改善等の措置を講じるものとし、当該措置以降に第 14 条の規定に基づき発注者に提出される関連の業務に係る各種の業務報告書に、発注者が講じた措置に対する対応状況を記載して、発注者に対し、その報告を行うものとする。
- 4 前各項の規定に基づき実施される要求水準等未達の是正措置等に要する費用（責任の分析に要する費用、処理できない搬入廃棄物や本施設で受入れできない廃棄物等を他の廃棄物処理場まで運搬しこれを処理する費用等を含む。）は、受託者が負担するものとする。ただし、当該要求水準等未達が不可抗力その他受託者の責めに帰すべからざる事由により発生したことを受託者が明らかにした場合、不可抗力によるときは、第 29 条の定めるところに従い、不可抗力以外によるときは発注者が、当該費用を負担するものとする。この場合において費用を発注者が負担する場合の負担方法については、発注者と受託者の協議により定めるものとする。

（委託料の支払い）

第 17 条 発注者は、本業務の遂行の対価として、受託者に対して、別紙 2 記載の算定方法及び支払方法に従い、委託料を支払うものとする。当該委託料には、本業務の遂行にあたって必要となる一切の費用が含まれるものとし、別段の定めがある場合を除くほか、報酬、費用、手当、経費その他名目の如何を問わず、受託者は、発注者に対し、当該委託料以外は何らの支払いも請求できないものとする。

- 2 前項の定めにかかわらず、第 9 条の規定又は第 16 条第 1 項による発注者の指示その他の事由による本施設の運転停止の場合、発注者は、その理由の如何にかかわらず、委託料のうちの固定費から当該運転停止により受託者が支払いを免れた費用を、委託料から控除して支払いを行うことができるものとする。この場合、受託者の責めに帰すべき運転停止に基づく発注者の受託者に対する損害賠償請求を妨げない。
- 3 第 1 項の定めにかかわらず、発注者は、委託料の支払いにあたり、受託者から発注者への支払いが必要な場合、当該支払必要額を委託料から差し引いたうえで、これを支払うことができる。
- 4 発注者は、委託料の支払いが遅延したときは、支払うべき額について遅延日数に応じ契約締結日における法定率で計算した利息を付した額の延滞金を支払うものとする。
- 5 前各項にかかわらず、発注者及び受託者は、別紙 2 記載のとおりに委託料の見直しを行うものとする。

6 第 15 条による発注者の業務遂行状況の確認の結果その他この契約の履行状況等に基づき、本業務についてこの契約に定める内容を満たしていない事項が存在することが判明した場合、発注者は、委託料を減額又は支払停止することができるものとする。

7 受託者が作成する各業務報告書に虚偽の記載があることが、当該業務報告書に基づく委託料の支払後に判明した場合、発注者は、受託者に対し、当該虚偽記載がなければ発注者が減額し得た委託料の相当額の返還を請求することができる。

(手数料の徴収)

第 18 条 受託者は、次の各号の定め並びに要求水準書等又は発注者が別途定めるところに従い、自己搬入者から発注者が定める手数料を徴収のうえ、善良なる管理者の注意をもって取扱い、発注者の指示する方法で発注者に納付するものとする。

(1) 受託者は、搬入者に対し、受付管理を行い、手数料を徴収のうえ、その都度、支払者に対し、領収書を発行しなければならない。

(2) 受託者は、前項の定めるところに従い徴収された手数料に関する会計については、独立した会計を設け、経理を明確にしなければならないものとし、手数料の徴収に係る経理を明らかにした書類を整備し、運営期間満了の日に発注者に引き渡すものとする。

(3) 受託者は、前各号に基づく手数料の徴収事務に使用する印鑑を、この契約の締結後、直ちに発注者に届け出るものとし、届け出た印鑑を変更しようとするときは、あらかじめ発注者に届け出なければならない。

2 受託者は、前項に基づき徴収した手数料ごとに、年月日時分、徴収手数料その他必要な事項を記録するとともに、毎日業務終了後に集計・記帳したうえで、要求水準書等又は発注者が別途定めるところに従い、日報により発注者に報告するものとする。なお、徴収した手数料は、その全額を、発注者が交付する納付書を受けた時は、速やかに発注者が指定する金融機関等に納入しなければならない。

3 発注者は、必要があると認める場合には、前各項の手数料徴収業務につき、受託者を検査することができる。

(運転停止等)

第 19 条 第 9 条に定める緊急事態の発生等、第 16 条第 1 項に基づく発注者の指示その他の事由により本施設の運転停止の状態に陥った場合、受託者は、搬入廃棄物を次の各号のとおり処理するものとする。ただし、発注者は、本施設の運転再開その他復旧が困難であると合理的に判断する場合、この契約を解除することができる。また、本施設の運転停止が受託者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、受託者より搬入廃棄物の処分を行うためにかかった実費を徴収することができるものとする。

(1) ごみピットに搬入廃棄物を受入れ、本施設の運転が再開するのを待つ。

(2) 受入れた搬入廃棄物がごみピットの貯留可能容量を超えることが予想される場合、法令の範囲内で発注者の指定する廃棄物処理施設等まで持ち込み、本施設の運転が再開するのを待つ。

(3) 本施設が運転を再開した場合は、直ちに本施設において処理を行う。

2 本施設の復旧については、次のとおりとする。

(1) 受託者は、自己の費用と責任で、本施設の運転停止の原因事由を改善、除去、修繕、更新その他本施設の復旧に必要な措置をとらなければならない。この場合において、必要が

あると認めるときは、受託者は、あらかじめ発注者の意見を聴くことを要する。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- (2) 発注者は、本施設の運営上、特に必要があると認めるときは、受託者に対して本施設の復旧に必要な措置をとることを請求することができる。
- (3) 前各号の場合、受託者は、そのとった措置の内容を発注者に書面で報告するものとする。
- (4) 受託者が第1号又は第2号の規定に基づき本施設の復旧に必要な措置をとった場合において本施設の運転再開が実現したときは、本施設の運転再開に要した費用のうち、発注者の責めに帰すべき事由により必要となったものは発注者が負担し、それ以外の理由によるものは、受託者が負担するものとする。ただし、不可抗力の場合において第29条の適用があるときは、この限りでない。

(焼却灰の引渡し)

第20条 受託者は、本施設に搬入された搬入廃棄物を受け入れて焼却し、要求水準書等に定める焼却灰溶出基準等を満たした焼却灰を発注者又は発注者が指定する第三者に引渡すとともに、当該焼却灰溶出基準等を満たさない焼却残さを提案書に基づく搬出处分するために発注者が指定する第三者に引き渡す。

- 2 要求水準書等に定める焼却灰溶出基準等を満たさない焼却灰が溶出された場合、本施設に搬入された搬入廃棄物のみに直接的に起因することを受託者が明らかにしたときでない限り、この契約上の受託者の債務不履行を構成し、その運搬、保管、再処理その他当該焼却灰の処分並びに本施設の補修、改善等に要する費用、損害等（発注者又は本施設が被った損害等を含む。）の一切は、受託者が負担するものとする。ただし、不可抗力による場合には、第29条及び第30条の規定に従うものとする。

(焼却灰の貯留とその安全管理)

第21条 受託者は、本施設で焼却された搬入廃棄物による焼却灰を搬出するまでの貯留については、要求水準書等及び提案書に定めるところに従う。

- 2 受託者は、前項に従い貯留した焼却灰の安全性については、要求水準書等及び提案書に定めるところに従って安全対策その他必要な対策を講じなければならない。

(補修・改良保全)

第22条 受託者は、この契約、要求水準書等及び提案書に基づき、業務計画書として提出して発注者の確認を得た補修計画書又は補修工事施工計画書に従い、本施設の補修・更新等を行い、本施設が要求水準等未達とならないようにしなければならない。

- 2 受託者が本施設の改良保全を行う場合には、受託者は、発注者に対して改良保全に関する計画書を提出して発注者と協議のうえ、その承諾を受けなければならない。
- 3 発注者は、補修計画書若しくは補修工事施工計画書又は改良保全に関する計画書について、補足、修正又は変更が必要な箇所を発見した場合には、受託者に対し適宜指摘することができる。
- 4 受託者は、発注者から前項の指摘を受けた場合、当該指摘事項につき、当該補修計画書若しくは補修工事施工計画書又は改良保全に関する計画書の補足、修正又は変更を行うものとし、速やかに、補足、修正又は変更後の補修計画書若しくは補修工事施工計画書又は改良保全に関する計画書を発注者に提出し、その承諾を受けなければならない。

- 5 受託者は、補修・更新・改良保全の工事等作業が終了したときは、補修計画書若しくは補修工事施工計画書又は改良保全に関する計画書に従って当該設備の運転を行い、補修計画書若しくは補修工事施工計画書又は改良保全に関する計画書に記載された作業完了基準を満たすことを確認し、発注者に報告する。
- 6 発注者は、前項の報告を受けて、補修・更新・改良保全の工事等作業後の設備につき検査を行う。

(搬入廃棄物の搬入量と性状)

第 23 条 発注者は、受託者に対してこの契約書、要求水準書等及び提案書に基づき処理する搬入廃棄物の量について、何ら保証するものではない。発注者は、本条第 4 項、第 9 条第 5 項その他この契約で別段の定めがない限り、第 17 条の定めるところに従って委託料を受託者に支払えば足りるものとする。

- 2 搬入廃棄物の性状が、要求水準書等に定める計画ごみ質の範囲にとどまっている限り、受託者は、搬入廃棄物の性状の変動を原因とする委託料（変動費の処理単価の見直しを含む。）の変更及びその他費用の負担を請求することはできない。
- 3 運営期間のいずれかの一事業年度につき、搬入廃棄物が要求水準書等に定める計画ごみ質の範囲を逸脱した場合において、当該計画ごみ質の範囲を逸脱した搬入廃棄物を受託者がこの契約に基づき処理するために要した費用のうち、当該計画ごみ質の範囲内の搬入廃棄物の処理費用と比した増加分を受託者が合理的に説明し、発注者が当該説明の内容を同意したときは、受託者は、当該増加分について、当該事業年度の第 4 四半期の委託料の支払いに加算すること等について発注者に協議を申し入れることができる。
- 4 前項に規定する以外の搬入廃棄物の性状に係る項目の変動による委託料の見直しは行わない。ただし、ごみ収集形態の変更その他発注者の責めに帰すべき事由により搬入廃棄物のごみ質又は処理量の変動が生じ、要求水準書等に定める計画ごみ質又はごみ処理計画量との乖離が恒常化し、これらが要求水準書等に定める計画ごみ質又はごみ処理計画量の範囲内に戻ることが想定され得ないと発注者が合理的に判断した場合は、この限りでなく、発注者は、受託者との間で委託料の見直しを協議するものとする。
- 5 搬入廃棄物の性状が要求水準書等に定める計画ごみ質の範囲内か否かの判断は、一事業年度を単位として当該事業年度全体で行う。

(契約不適合責任)

第 24 条 受託者は、本施設の基本性能が発揮されるよう本業務を履行する責任を負い、要求水準書等に定める搬入廃棄物に関する条件が満たされている限り、要求水準書等及び提案書に定める本施設の基本性能、機能、耐用等（以下「施設性能等」という。）を保証し、運営期間中においてこれを維持する一切の責任を負い、施設性能等が満たされるために必要な措置を本業務の遂行として自己の費用と責任で行うものとし、理由の如何を問わず、本施設の基本性能が発揮されていないことその他施設性能等が満たされていないことはこの契約に基づく受託者の債務の不完全履行を構成し、これを直ちに改善する義務を負い、改善するまで第 25 条第 3 項に基づく損害金を支払う。

- 2 発注者は、施設性能等に疑義が生じた場合、受託者に対し、要求水準書等に従い、契約適合検査を発注者の承諾を得た契約適合検査要領書に基づき実施させ、その結果を契約適合検査報告書に取り纏めて要求水準書等に従って発注者に提出するものとする。なお、詳細な検

査項目について、受託者は、発注者と事前に協議のうえで決定するものとする。

- 3 受託者は、本業務の実施過程で、次のいずれかの場合に該当し又はその疑義が生じたときは、自ら又は発注者の請求に基づき、要求水準書等及び発注者の承諾を得た契約不適合検査要領書に従い、自己の費用で検査を実施し、その結果を書面で報告するものとする。
 - (1) 運転上及び安全衛生上支障がある事態が発生した場合
 - (2) 主要部分に亀裂、破損、脱落、曲がり、摩耗等が発生し、著しく機能が損なわれた場合
 - (3) 性能に著しい低下が認められた場合
 - (4) 主要装置の耐用が著しく短い場合
- 4 前2項の検査の結果において前項各号のいずれかに該当して契約不適合が判明した場合、受託者は、当該契約不適合を改善せしめるべく改善・改修要領書を発注者に提出し、その承諾を得た改善・改修要領書に従って改修その他必要な措置を自己の費用と責任で講じるものとする。
- 5 発注者は、第34条の規定による明け渡しから1年以内に、第3項各号のいずれかに該当する場合のみならず、いずれかの施設性能等が確保されていないと認められるときは、これを改善して当該施設性能等を確保せしめるべく、受託者に対して相当の期間を定めて完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、本項の適用に関して第34条第5項に基づく別段の合意がある場合には、この限りでなく、当該合意の定めるところに従う。
- 6 受託者は、前項に基づく発注者に対する義務を履行するため、第34条の規定による明け渡しから1年を経過するまで解散してはならない。ただし、受託者が前項に基づく発注者に対する義務を発注者が合理的に満足する第三者に承継せしめた場合には、この限りではない。

(損害賠償等)

- 第25条 発注者及び受託者は、相手方が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、これによって生じた損害の賠償を相手方に請求することができる。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして相手方の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- 2 受託者は、故意又は過失により本施設をき損し、又は滅失したときは、それによって生じた発注者の損害の一切を発注者に賠償しなければならない。ただし、第27条の規定に基づき損害が保険金で賄われる場合には、この限りでない。
 - 3 前各項の定めに従うほか、履行期限の定めのある本業務に関し、受託者の責めに帰すべき事由により当該履行期限内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受託者に請求することができる。この場合における損害金の額は、当該本業務に係る委託料の額につき、遅延日数に応じ、法定率の割合で計算した額とする。

(第三者への賠償)

- 第26条 本業務の遂行において、第三者に損害（本条第3項に規定する損害を除く。以下本条において同じ。）が生じた場合、受託者はその損害を賠償しなければならない。ただし、第27条の規定に基づき損害が保険金で賄われる場合又は発注者単独の責めに帰すべき事由による場合には、この限りでない。
- 2 発注者の指示、特定部品、貸与品等（第2条第3項第2号に掲げる資料及び第5条第8項に基づく運営期間開始時の引渡物品を含むが、これらに限られない。本項において同じ。）

の性状・内容により生じたものについては、発注者単独の責めに帰すべき事由による場合と推定する。ただし、受託者が、発注者の指示又は特定部品若しくは貸与品等が不適当であること等発注者又はタクマの責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを受託者が通知しなかったときは、この限りでない。

- 3 前各項の定めにかかわらず、本業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（第 27 条の規定に基づき損害が保険金で賄われた部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、本業務を行うにつき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が負担する。
- 4 発注者は、前各項の規定に基づき受託者が賠償すべき損害について第三者に対して賠償した場合、受託者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。
- 5 第 1 項又は第 3 項の場合その他本業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受託者が協力してその処理解決に当たるものとする。

（保険）

第 27 条 本業務の遂行にあたり、契約期間の全期間にわたり、受託者は、別紙 3 記載のとおり、保険を付保し、かつ、維持するものとする。受託者は、当該保険を付保した場合又は更新若しくは書替継続した場合には、速やかに当該保険の保険契約書及び保険証券又は保険証書の写しを発注者に提出してその確認を得るものとする。

（不可抗力発生時の対応）

第 28 条 不可抗力が発生した場合、受託者は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

（不可抗力によって発生した費用等の負担）

第 29 条 不可抗力の発生に起因して受託者に損害・損失や増加費用が発生した場合又は本業務の遂行が不可能若しくは著しく困難となった場合、受託者は、その内容及び程度の詳細を記載した書面をもって発注者に通知するものとする。

- 2 発注者は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行ったうえで受託者と協議を行い、不可抗力の判定及び費用負担等を決定するものとする。
- 3 前項に規定する協議にかかわらず、第 1 項の通知を発注者が受領した日から 60 日以内にこの契約の変更及び費用負担等についての合意が成立しない場合、発注者は、不可抗力に対する合理的な対応方法を受託者に対して通知し、受託者は、これに従い本業務を継続するものとし、この場合における損害額及び増加費用額の合計額が、一事業年度につき、当該事業年度における委託料総額（変動費については、処理予定量により算出する。）の 100 分の 1 に至るまでは、当該損害額及び増加費用額については、受託者により負担するものとし、これを超える額については発注者により負担されるものとする。

（不可抗力による一部の業務遂行の免除）

第 30 条 前条第 2 項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の遂行ができなくなったと認められた場合、受託者は不可抗力により影響を受ける限度においてこの契約に

定める義務を免れるものとする。

- 2 受託者が不可抗力により本業務の一部を遂行できなかった場合、発注者は、受託者との協議のうえ、受託者が当該業務を遂行できなかったことにより免れた費用分を委託料から減額することができるものとする。

(法令変更によって発生した費用等の負担)

第 31 条 契約期間中に本業務に関係する法令変更が行われる場合、受託者は、次に掲げる事項について発注者に報告するものとする。

(1) 受託者が受けることとなる影響

(2) 法令変更に関する事項の詳細

- 2 発注者は、前項の定めによる報告に基づき、この契約の変更及び費用負担等の対応措置について、速やかに受託者と協議するものとする。

- 3 前項に規定する協議にかかわらず、協議開始後 60 日以内に対応措置についての合意が成立しない場合、発注者は、法令変更に対する合理的な対応方法を受託者に対して通知し、受託者は、これに従い本業務を継続するものとし、この場合の増加費用及び損害の負担は、次のとおりとする。

- (1) 発注者は、次のいずれかに規定する法令変更に起因する合理的な範囲の増加費用及び損害を負担する。

ア 本施設の運営その他本業務の実施が変更又は不可能となる法令変更（本施設の運営のみならず、広く一般に適用される法令変更及び税制度に関する法令変更を除くものとする。）

イ 税制度に関する法令変更のうち、税制度の新設・変更により受託者における税負担が増加するもの

- (2) 受託者は、次のいずれかに規定する法令変更に起因する増加費用及び損害の一切を負担する。

ア 第 1 号ア所定の法令変更以外の法令変更（税制度に関する法令変更を除くものとする。）

イ 法人の利益に係る税（法人税等）の変更に関する法令変更その他第 1 号イ所定の法令変更以外の税制度に関する法令変更

- 4 法令変更により要求水準書等又は業務計画書の変更が可能となり、かかる変更により受託者の本業務の実施の費用が減少するときは、発注者は、受託者との協議により要求水準書又は業務計画書の変更を行い又は行わせ、委託料を減額するものとする。

(この契約の終了)

第 32 条 この契約は、次の各号の所定のいずれかが早く到来した日をもって終了する。ただし、各当事者は、この契約の終了により、終了時においてすでにこの契約に基づき発生した責任又は終了前の作為・不作為に基づき終了後に発生したこの契約に基づく責任を免除されるものではなく、また、この契約の終了が、この契約終了後も継続することがこの契約において意図されている一方当事者の権利、責任又は義務には一切影響を及ぼさないものとする。

(1) 契約期間の満了日

(2) 発注者又は受託者によるこの契約に基づく解除権行使の効力発生日

(3) 発注者及び受託者の間で成立した合意解約の効力発生日

(業務の引継ぎ等)

第 33 条 受託者は、この契約の終了に際し、発注者又は発注者が指定する第三者に対し、要求水準書等及び提案書に定める条件を遵守し、次項の定めるところに従って決定された詳細条件に従い、自己の費用で業務の引継ぎ等を行わなければならない。

- 2 前項の業務の引継ぎ等にあたり、受託者は、発注者又は発注者が指定する第三者に対し、本施設の円滑な運営に必要な機器の運転、管理及び取扱いについて、必要にして十分な教育と指導を運営期間（即時契約解除の場合には、この契約の終了日後相当期間（ただし、運転指導期間は 90 日間以上とする。）とする。）中に完了したうえで、本施設の最新の取扱説明書、本業務に関してこの契約に基づき作成されたマニュアル、計画書、報告書等その他本業務の実施に必要な図書、記録、資料等を引き渡すものとする。なお、受託者が引き渡すべき図書、記録、資料等は、受託者があらかじめ作成し、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 前各項に基づく業務の引継ぎその他この契約の終了時における本施設の明け渡しの詳細条件は、発注者及び受託者の協議により決定されるものとし、かかる協議は運営期間満了の 2 年前頃に開始されなければならない。なお、かかる協議の開始にあたり、受託者は、発注者に対し、かかる協議に付すべき素案を作成して提出するものとする。

(機能検査)

第 34 条 受託者は、この契約の終了までに、その管理する物品等を撤去し、要求水準書等及び提案書に定めるところに従い、要求水準書等が定める条件及び前条第 3 項の定めるところに従って決定された詳細条件を満たして発注者に本施設を明け渡さなければならない。

- 2 契約期間終了又は契約解除によりこの契約が終了する場合は、この契約終了日前 90 日からこの契約の終了日までの間（即時契約解除の場合には、この契約終了日から 90 日を経過するまでの間）において、受託者は、発注者の立会いのもと、要求水準書等及び提案書所定の基準に従い第三者機関による機能検査を行う。
- 3 受託者は、前項の機能検査の完了後 10 日以内に、その検査結果を記載した検査結果報告書を検査機関に作成させ、発注者に提出し、その承諾を得るものとする。
- 4 発注者は、要求水準書等及び提案書所定の基準のいずれかが満たされていないと認めた場合、要求水準書等及び提案書所定の基準を全て満たすために必要な修繕、補修、更新その他の措置を講じることを受託者に求めることができるものとし、受託者は、その責めに帰すべからざる場合を除き、自己の費用と責任でこれに応じたうえで、かかる対応に関して講じた改善措置等の内容とその後の機能検査結果を記載した改善報告書を作成し、速やかに発注者に提出し、その承諾を得るものとする。
- 5 前各項の規定にかかわらず、発注者が認めた場合には、受託者は本施設の原状回復は行わずに、別途発注者が定める状態で発注者に対して本施設を明け渡すことができるものとする。

(発注者の解除権)

第 35 条 発注者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合において相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。なお、受託者が次の各号のいずれかに該当することが発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、この契約の解除をすることができない。

- (1) 第38条第3項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
 - (2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (3) 要求水準書等若しくは提案書又は業務計画書に定める期限内に完了すべき業務が完了しないとき。
 - (4) 第11条に基づき設置すべき業務担当者の設置その他整備すべき体制を整備しなかったとき。
 - (5) この契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
 - (6) この契約の履行に当たり、発注者の指示に従わず、又はその担当者の職務の執行を妨げたとき。
 - (7) この契約の相手方として、必要な資格を欠いたとき。
 - (8) 正当な理由なく、第16条第1項の本施設の補修、本業務の改善等がなされないとき。
 - (9) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に定めた条件に違反したとき。
- 2 発注者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。ただし、受託者が次の各号のいずれかに該当することが発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、この契約の解除をすることができない。
- (1) 第38条第1項の規定に違反して委託料債権を譲渡したとき。
 - (2) 第38条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用したとき。
 - (3) 第15条による本業務に係る実施状況並びに本施設の運営の状況のモニタリングの結果その他この契約の履行状況等に基づき、実施要領の定めるところに従ってこの契約を解除することができるとき又は第16条第1項の本施設の補修、本業務の改善等ができないことが明らかであるとき若しくは受託者がこれを拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。
 - (8) 第36条又は第37条によらないで受託者からこの契約の解除を申し出たとき。
 - (9) 受託者が詐欺その他不正の行為をしたとき。
 - (10) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（法人にあってはその役員又はその支店若しくは業務委託契約を締結する事

務所の代表者その他経営に実質的に関与しているものをいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

3 発注者は、受託者が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 受託者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）（以下「独占禁止法」という。）第 49 条の排除措置命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟をいう。以下同じ。）を提起しなかったとき。

(2) 受託者が、独占禁止法第 62 条第 1 項の納付命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。

(3) 受託者が第 1 号又は前号の抗告訴訟を取り下げたとき。

(4) 受託者が第 1 号又は第 2 号の抗告訴訟を提起した場合において、当該訴訟についての訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(5) 受託者又はその使用人その他の従業者について、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の刑が確定したとき。

4 発注者は、前各項の規定によるほか、必要がある場合は、この契約を解除することができる。この場合、発注者は、本項の規定によりこの契約を解除したことによって受託者に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

5 契約期間中、発注者が利用する必要がないと判断した本施設の一部に係る業務の委託に関する部分につき、この契約を解除することができる。この場合、当該解除日の 90 日前から、受託者と不要設備の利用停止に関して協議するものとし、受託者は当該協議の結果に従って不要設備の利用停止に向けた必要な措置を講じるものとする。なお、発注者は、本項に基づく解除により受託者又は第三者（第 8 条に基づき受託者が使用する第三者を含む。）に損害が生じたときは、やむを得ないと発注者が認めるものについて賠償するものとする。

- 6 次の各号のいずれかに該当する場合には、受託者は、年間委託料の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、この場合（次項の規定により本項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合
- 7 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第6項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 8 第6項の場合（第2項第7号及び第9号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
- 9 受託者は、この契約に関して第3項各号のいずれかに該当するときは、この契約の解除にかかわらず、年間委託料の100分の20を乗じて得た額又は損害の額のいずれか大きい金額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。
- (1) 第3項第1号から第4号までに掲げる場合において、命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当するとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、発注者が特に必要であると認めるとき。
- 10 第6項又は前項の規定にかかわらず、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、発注者は、受託者に対してその超過分につき賠償を請求することができる。
- 11 前2項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

（受託者の解除権）

- 第36条 受託者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- 2 受託者は、第7条の規定により業務範囲を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき（ただし、同条第3項に基づき発注者と受託者の協議により委託料の変更等が決定された場合を除く。）は、直ちにこの契約の全部を解除することができるものとする。
- 3 前2項の規定に定める場合が要求水準等未達その他受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、当該規定による契約の解除をすることができない。

(不可抗力又は法令変更による契約解除)

第 37 条 発注者又は受託者は、不可抗力の発生又は法令変更により、本業務の遂行が著しく困難であるか又は過分の費用が生じると認められる場合に、第 29 条第 2 項又は第 31 条第 2 項の定める協議のうえで、この契約を解除できるものとする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第 38 条 受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務又は契約上の地位を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受託者の委託料債権の譲渡について、前項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受託者は、前項の規定により、第 1 項ただし書の承諾を受けた場合は、委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(地元雇用、地場産業の活用及び市民対応)

第 39 条 受託者は、本業務の実施にあたり、山口市ふるさと産業振興条例（平成 24 年条例第 27 号）の趣旨を踏まえ、市内雇用の促進及び本業務の履行に必要な物品等の購入について市内事業者の優先活用に努めるものとする。

2 受託者は、本業務に関して市民等から受託者へ意見があった場合、適切に対応し、発注者に報告するほか、発注者の要請があるときは、発注者とともに市民に対して本施設の運転状況等の説明を行い、市民からの信頼、理解、協力を得られるよう、常に本施設の運営を適切に行う。

(契約の変更等)

第 40 条 本業務の前提条件若しくは内容が変更したとき又は本業務に関し特別な事情が生じたときは、発注者と受託者は、協議のうえ書面で合意することにより、この契約を変更することができるものとする。

2 発注者は、前項その他この契約に別段の定めがある場合を除き、次の各号所定の事由が生じた場合、次項の定める手続に従って、要求水準書の内容を変更することができる。

(1) 法令変更により業務内容が著しく変更されるとき。

(2) 災害・事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき又は業務内容が著しく変更されるとき。

(3) 発注者の事由により本業務の業務内容の変更が必要なとき。

(4) その他本業務の業務内容の変更又は要求水準書の変更が特に必要と認められるときとして要求水準書に定められている場合。

3 要求水準書の変更は、次の各号の定めに従って行われるものとする。

(1) 発注者は、前各号のいずれかに該当する場合、速やかに、その旨と要求水準書の変更内容を受託者に通知し、受託者の意見を聴取するものとする。

(2) 受託者は、前号所定の通知受領後 20 日以内に意見書を提出するものとする。

(3) 発注者は、前号所定の意見書を期限内に受領しないときは、受託者の意見がないものと

して取り扱うことができる。

(4) 発注者は、変更内容を受託者に通知することにより、要求水準書の変更を確定する。

(5) この契約に基づく受託者への支払金額を含めこの契約の変更が必要となるとき、発注者は、必要な契約変更を行うものとし、受託者は、これに協力する。

(誠実協議)

第 41 条 この条項に定めるもののほか、受託者は、関係法令の定めるところに従うものとし、この契約の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約に特別の定めのない事項については、発注者及び受託者は、誠実協議のうえ、解決を図るものとする。

(知的財産権)

第 42 条 受託者は、本業務を遂行するために必要な特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている技術等の実施権又は使用权（発注者から許諾されるものを除く。）を、自らの責任で取得するものとする。

2 発注者は、本施設の運営、改造、増築その他の維持、利用等（契約期間後も含む。）に必要な範囲でそれに必要な特許権等は無償で自由に自ら及び第三者をして実施、使用等（改造、解析、複製、頒布、展示、改変及び翻案を含む。）する権利を有するものとし、その権利は、かかる範囲でこの契約の終了後も存続するものとする。

3 受託者は、前項に基づく発注者の権利の行使が特許権等の侵害その他何らかの事由で妨げられ、又はその恐れがある場合には、これを予防、排除その他必要な措置を講じ、これにより発注者に損失、損害、費用等を被らせず、発注者が被った一切を補償する。

4 受託者は、委託料が、第 1 項の特許権等の実施権又は使用权の取得の対価並びに第 6 項の規定に基づく著作権の譲渡等に対する対価を含むものであることを確認するものとする。発注者は、発注者が受託者に実施又は使用させる特許権等に関しては、その実施又は使用許諾の対価を受託者に請求しない。

5 発注者が、この契約に基づき受託者に対して提供した情報、書類、図面等の著作権及びその他の知的財産権は、発注者に留保されるものとする。

6 受託者は、この契約に基づき受託者が発注者に対して提供した情報、書類、図面等（プログラム（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 10 条第 1 項第 9 号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第 12 条の 2 に規定するデータベースの著作物をいう。）を含め、以下「成果物」という。）に関し、第三者の有する著作権及びその他の知的財産権を侵害するものでないことを発注者に対して保証し、次の各号の定めに従うものとする。

(1) 成果物が著作権法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

(2) 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

(3) 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の

実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

- (4) 受託者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとし
ないにもかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、
当該成果物の内容を公表することができる。
- (5) 発注者は、受託者が成果物の作成に当たって開発したプログラム及びデータベースにつ
いて、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデー
タベースを利用することができる。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第 43 条 受託者は、この契約の履行に当たり、暴力団、暴力団の関係者（以下「暴力団関係者」という。）、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等（以下「暴力団等」という。）からの不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 受託者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- 3 受託者は、前項の排除対策を講じたにもかかわらず、契約期間内に業務を履行することができないおそれがある場合には、発注者と協議しなければならない。
- 4 受託者は、前項の規定による協議の結果、契約期間内に業務を履行することができないと発注者が認めた場合には、契約期間の延長等の措置を発注者に請求するものとする。
- 5 受託者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 6 受託者は、前項の被害により、契約期間内に業務を履行することができないおそれがある場合には、発注者と協議しなければならない。
- 7 受託者は、前項の規定による協議の結果、契約期間内に業務を履行することができないと発注者が認めた場合には、被害届受理証明書を添えて、契約期間の延長等の措置を発注者に請求するものとする。

以 上

別紙1 モニタリング実施要領及びペナルティ等（第15条、第16条及び第17条）

【募集要項別紙2に記載のとおり】

以 上

別紙 2 委託料の算定金額、支払方法及び見直し（第 17 条）

【募集要項等に従って提案書に基づき規定する。】

以 上

別紙3 保険（第27条）

以下の内容の保険に加入し、又は委託先をして加入させる。

1. 第三者損害賠償保険

- ・被保険者：（提案書に基づき発注者との協議により決定する。）
- ・保険の対象：（提案書に基づき発注者との協議により決定する。）
- ・特約：（提案書に基づき発注者との協議により決定する。）
- ・補償額：（提案書に基づき発注者との協議により決定する。）

2. 火災保険

- ・被保険者：（提案書に基づき発注者との協議により決定する。）
- ・保険の対象：（提案書に基づき発注者との協議により決定する。）
- ・補償額：（提案書に基づき発注者との協議により決定する。）
- ・保険期間：（提案書に基づき発注者との協議により決定する。）

3. その他の保険

【上記以外の保険を付保する提案書において提案があった場合は、提案内容を記載する。】

以 上

別記（第1条）

個人情報等取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 受託者は、業務（この契約に係る業務で個人情報等を取り扱うものをいう。以下同じ。）の実施に当たっては、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報等の取扱いについて、善良な管理者の注意をもって、個人の権利及び利益を侵害することがないように適正に管理しなければならない。

（定義）

第2条 個人情報等とは、業務を処理するために発注者から引き渡され、又は仕様書等の発注者の指示により受託者が発注者以外の者から取得した個人に関する情報であって、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条に規定する個人情報及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条に規定する特定個人情報をいう。

（責任体制の整備）

第3条 受託者は、個人情報等の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の届出）

第4条 受託者は、業務の処理に係る責任者（以下「個人情報保護責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「作業従事者」という。）を定め、書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）により発注者に報告しなければならない。

2 受託者は、個人情報保護責任者又は作業従事者を変更する場合は、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

3 受託者は、第1項の規定により定めた個人情報保護責任者又は作業従事者以外の者が当該個人情報等を取り扱うことがないようにしなければならない。

（業務の処理）

第5条 受託者は、業務の処理について、その全部又は一部を問わず外部（受託者に子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。）に委託してはならない。ただし、あらかじめその内容を明らかにして発注者の書面による承認を得たときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により外部に委託する場合においては、受託者は、当該委託先に対し、受託者の責任において、受託者と同等の義務を課しこれを遵守させるものとする。当該委託先が再度外部に委託する場合以降も、同様とする。

3 受託者が行う業務の処理は、発注者の指定する場所で行うものとし、書面により確認する。

4 やむを得ず前項で定める場所以外での業務の処理を必要とするときは、事前に発注者と受託者とで協議の上、実施するものとする。

（安全管理措置）

第6条 受託者は、個人情報等の漏洩、盗難、滅失又は改ざんの防止その他個人情報等の適切な管理のために、業務処理施設のセキュリティ確保、個人情報等の運搬及び作業従事者

の管理体制等について、必要な措置を講じなければならない。

- 2 受託者は、その在職中であると職を退いた後であることを問わず、作業従事者に対し、この個人情報等取扱特記事項（以下「本特記事項」という。）の内容を周知徹底させ、遵守させなくてはならない。また、このことに必要な研修、指導等を適宜実施し、実施内容について発注者に報告するものとする。
- 3 発注者及び受託者は、個人情報等の授受及び保管について管理台帳を作成し、個人情報等の内容、取扱年月日、取扱者、数量等を記録しなければならない。
- 4 受託者は、発注者が提供し、又は仕様書等の発注者の指示により受託者が発注者以外の者から取得したデータ、帳票、資料等（個人情報等が記録されているものに限る。以下「提供データ等」という。）を使用して新たに作成したデータ、帳票、資料等（個人情報等が記録されているものに限る。以下「作成データ等」という。）で、保存する必要がなくなったものについては、第三者の利用に供されることのないよう厳重な注意をもって、確実かつ速やかに処分しなければならない。

（秘密の保持）

第7条 受託者は、個人情報等を第三者に開示又は漏洩してはならない。業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

- 2 受託者は、前項の規定を遵守するため、作業従事者と秘密保持契約を締結するなど、必要な処置を講ずるものとする。
- 3 業務を処理する作業従事者は、業務の重要性を認識し、業務上知り得た内容の一切を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（目的外利用及び外部提供の禁止）

第8条 受託者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、個人情報等を業務以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止等）

第9条 受託者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、提供データ等の複写、複製又はこれらに類する行為をしてはならない。

- 2 受託者は、発注者の事前の承認がなければ、提供データ等及び作成データ等を第5条第3項又は第4項で定めた作業場所以外へ持ち出してはならない。

（派遣労働者の利用時の措置）

第10条 受託者は、業務の処理を派遣労働者によって行わせる場合は、当該派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 前項に規定する場合において、受託者は、発注者に対して、当該派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（提供データ等の引渡し及び作成データ等の抹消）

第11条 受託者は、業務が終了したとき、この契約が解除されたとき、並びに提供データ等及び作成データ等を必要としなくなったときは、直ちに、提供データ等は発注者に引き渡し、作成データ等は抹消し、その旨を証する書面を発注者に提出するものとする。ただし、発注者が別の指示をしたときはその指示に従うものとする。

（報告及び検査監督）

第12条 発注者は、受託者に対し、個人情報等の管理状況について、報告を求めることができる。

- 2 受託者は、個人情報等の管理状況について、発注者による検査を適宜受けるものとする。検査の結果、不備が認められる事項が発生した場合、受託者は、発注者の指示、監督に従い改善するものとする。

(事故発生時における報告)

第13条 受託者は、本特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

- 2 前項の場合において、受託者は、速やかに被害の拡大を防止する適切な措置を講じなければならない。

- 3 発注者は、受託者の責に帰すべき事由により損害を受けた場合、受託者に対して損害の賠償を請求することができるものとする。

- 4 前3項の規定は、業務終了後及びこの契約解除後も、同様とする。

(契約の解除)

第14条 発注者は、受託者が法及び番号法等の関係法令に違反した場合又は本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約を解除することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を発注者に請求することができない。

(第三者に及ぼした損害)

第15条 受託者は、本特記事項の履行に関し、第三者に損害を及ぼしたときは、その損害が発注者の責めに帰すべき事由により生じたときを除き、その賠償の責めを負うものとする。

- 2 前項の場合において、第三者に対し発注者が賠償をしたときは、発注者は受託者に対し求償することができるものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、第1項に規定する損害が天災その他不可抗力によるものであるときは、その賠償の負担につき、発注者と受託者とで協議して定めるものとする。

(別段の定め)

第16条 本特記事項に定める事項について契約書等に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

(協議事項)

第17条 本特記事項に定める事項について発注者と受託者との間に疑義が生じたときは、発注者と受託者とで協議の上、これを処理する。

以上